

「週休2日制モデル工事（営繕工事）」試行要領（令和2年7月 富山県土木部）

1 建設界における、完全週休2日制の普及・実現に向けて、発注者が支援するモデル工事を試行する。

2 週休2日制モデル工事の概要

原則、対象工事現場において、週休2日（4週8休）を確保することとする。
（やむを得ず、4週7休、4週6休となった場合は、変更設計にて精算する。）

このうち、完全週休2日を取得した工事については、工事成績評定において、さらなる加点を行うこととする。

『用語の定義』

週休2日：対象期間において、4週8休の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4週8休：土・日に限定せず、1週間のうち2日間は、工事現場を閉所し、対象期間の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、休日は偏り等（工期の始まりや工期末での偏った休日設定）が生じないようにすること。また、1週間のうち2日の休日を確保できない週がある場合は、原則、振替休日を前後の週で確保するものとする。

4週7休：土・日に限定せず、対象期間の現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上、28.5%（8日/28日）未満の水準に達する状態をいう

4週6休：土・日に限定せず、対象期間の現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上、25.0%（7日/28日）未満の水準に達する状態をいう

完全週休2日：土・日に、工事現場を閉所し、現場作業を行わないこと。

現場閉所：材料搬入を含め、一切の現場作業を行わない状態であり、例えば交通安全施設の点検や排水ポンプの作動確認など現場パトロールのみを行う場合は、現場閉所として扱う。

対象期間：工事着手日から現場完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間をいう。

- ・年末年始6日間、夏期休暇3日間
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全体を一時中止している期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

工事着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

現場完了日： 工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

3 試行対象工事

試行対象工事は、発注者指定型、受注者希望型に分けて発注するものとし、特記仕様書において対象工事であることを明示する。

ただし、以下に該当する工事は対象外とすることができる。

- ・ 地域の実情、現場条件（関連工事）等により対応が困難
- ・ 災害復旧工事
- ・ 現場作業が概ね4週未満

① 発注者指定型

予定価格20 百万円以上で、発注者が週休2日制の実施を受注の条件とするもの。

② 受注者希望型

受注者が工事着手日前に、発注者に対して、工事打合せ簿にて、週休2日制モデル工事に取り組む旨を協議したうえで取り組むもの。

なお、①、②いずれの場合も、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の型を選択する。また、分離発注で受注者希望型を選択する場合、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施する。

4 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日制モデル工事において、以下の①から③までの現場閉所に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する（市場単価等の補正率は、平成30年3月20日付け国営積第20号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長を準用する（別添1））。

- | | |
|------------------------------|--------|
| ① 4週8休（現場閉所率28.5%以上） | 1. 0 5 |
| ② 4週7休（現場閉所率25.0%以上、28.5%未満） | 1. 0 3 |
| ③ 4週6休（現場閉所率21.4%以上、25.0%未満） | 1. 0 1 |

(2) 積算及び変更方法

①発注者指定型

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に、（1）①により労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所の達成状況を確認し、4週8休が達成されなかった場合、以下のとおり労務費補正分を減額変更する。

- ・ 4週7休（現場閉所率25.0%以上、28.5%未満）の現場閉所の場合、（1）②の補正を行うこととする。

- ・ 4週7休未満（現場閉所率25.0%未満）の現場閉所の場合、（１）③の補正は考慮しない。

② 受注者希望型

現場閉所の状況を確認後、（１）①から③までの現場閉所の状況に応じて、設計変更を行う。

なお、4週6休が達成されなかった場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、変更の対象としない。

5 現場閉所の確認方法等

（１）休日取得計画（実績）書の提出

受注者は、施工計画書の提出にあわせて、（工事着手前に）工事着手日から現場完了日までの休日取得計画を「別紙1」（計画書の休日：○）に記載し、提出する。

また、各月の履行報告にあわせて、休日取得実績を「別紙1」（実施書の休日：●）に記載し、提出する。

なお、現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、休日取得実績を提出する。

受注者は、休日取得実績を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

（２）「現場閉所率」及び「完全週休2日」の確認方法

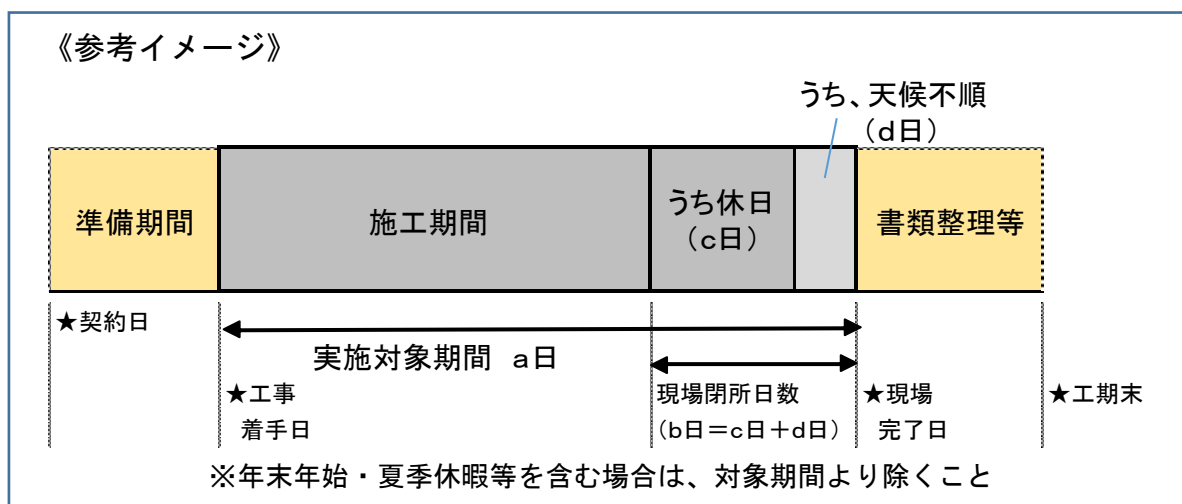
監督員は、休日取得実績に基づき、「現場閉所率」及び「完全週休2日」それぞれの実績を確認する。

『現場閉所率』の確認方法

現場閉所率（％）＝現場閉所日数（b）※2 ÷ 実施対象期間（a）※1

※1 実施対象期間（a）とは、工事着手日から現場完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除いた期間をいう。

※2 現場閉所日数（b）とは、原則として、1週間のうち2日間、現場を閉所した日数であり、その週で確保できない場合は、その前後の週に限り、現場閉所日の振替を行うことができる。



『完全週休2日』の確認方法

$$\text{達成率} = \text{土日の現場閉所日数} \div \text{対象期間内の土日の日数} \times 100$$

(3) 工事看板の設置

受注者は、現地着工時、「別図」を参考とし、「週休2日制モデル工事」である旨を記載した工事看板を設置する。

(4) 工事成績評定

○4週8休を達成した場合

第1次評定者は、創意工夫で2点を加算する。

○4週7休を達成した場合

第1次評定者は、創意工夫で1点を加算する。

◎完全週休2日を達成した場合

達成率が100%の場合、4週8休の評価に加え、第2次評定者は、社会性で5点を加算する。

●4週8休を達成できなかった場合でも

減点しない。

(5) アンケート

受注者は、工事完成后14日以内にアンケート「別紙2」を提出する。

6 試行工事における留意事項

- (1) 発注者は、緊急時やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの扱いとする。
- (3) 監督員は、1つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (4) 工事一時中止を行うなど対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日以降に公告または指名通知を行う工事から適用する。